

◇訪問介護の利用を検討している方々へ◇

介護保険における訪問介護による生活援助については、原則、同居家族等がいる場合は利用できません。しかし、以下のような場合には、利用者の個別の状況を踏まえた適切なケアマネジメントにより、サービスを利用できる場合があります。

- ・同居家族等が障がいや疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合
- ・同居家族等が高齢であり、これまで担っていた家事を行うことが困難な場合
- ・同居家族等が未成年者であり、学業や日常生活等の妨げになる場合
- ・同居家族等が就業及び学業等で不在の時間に、必要な支援が行えない場合
- ・同居家族等との関係性に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない場合

上記以外でも、「やむを得ない事情」により、同居家族等の有無にかかわらず生活援助が利用できる場合がございます。その場合は個々の利用者の状況に応じて判断いたしますので、まずは担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

宜野湾市における「同居家族等がいる」とは、以下のような場合になります。

- ① 世帯に関わらず、同一建物または同一敷地内に居住する家族等がいる。
- ② 宜野湾市内在住の3親等以内の支援者がいる。
(※ここでの支援者とは、単発ではなく継続的な支援が可能な方を指します)
- ③ その他、保険者が「同居」に準ずる場合であると認めた場合。判断が難しい場合は保険者に確認すること。

専門職の皆様は、本項以降もご一読ください👉

◇介護支援専門員（ケアマネジャー）の皆様へ◇

上記の内容をふまえ、同居家族のいる場合の生活援助サービスの利用につきましては、以下の項目（１）～（３）についてもご確認をお願いいたします。

=====

（１）基本的に訪問介護による生活援助を利用する場合には、以下の項目を全て満たしている必要があります

- ☐ 介護保険の対象者であること（要介護者、要支援者、事業対象者）
- ☐ 利用者本人に対して、ヘルパーによる支援が必要な状況であること
（※家族のための支援 または家事の経験がない等は不可）
- ☐ 適切なケアマネジメントが行われ、本人の自立支援に資する内容であること
- ☐ 利用者及び家族とともに具体的な内容が計画・合意され、明文化されていること
- ☐ 「訪問介護におけるサービス行為毎の区分等について「老計第 10 号」（平成 12 年 3 月 17 日）」に例示された範囲のサービス内容であること。また「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について「老計第 76 号」（平成 12 年 11 月 16 日）」に例示されている保険給付として不適切な事例に該当していないこと。
- ☐ 独居世帯であること。または「同居家族等がいる」がやむを得ない事情があること。

=====

（２）「同居家族等がいる」がやむを得ない事情がある場合には、以下の書類の提出が必要になります。（＊付きの書類は必要時のみご提出ください）

- ① 生活援助の理由書
- ② 基本情報（アセスメント表）
- ③ ケアプラン（第 1～3 表または支援計画表）
- ④ 担当者会議の議事録
- ⑤ サービス利用票（別表）
- ⑥* 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届け出
（※要介護者かつ 1 月あたりの訪問介護が厚生労働大臣の定める回数以上の場合）
- ⑦* その他、保険者が提出を求める書類

=====

(3)(2) の必要書類の提出及び再提出が必要な場合は、以下のようになります。

- ① 新規で生活援助の導入をするとき
- ② 生活援助の内容を変更するとき
- ③ 居宅介護支援事業所が変更になったとき
- ④ 状態区分が要支援・サービス事業対象者から要介護になったとき、
または要介護から要支援・サービス事業対象者になったとき
- ⑤ 要介護者・要支援者の場合 → 介護認定更新時
サービス事業対象者の場合 → 前回の許可証に記載された有効期限の約一か月前
- ⑥ その他、保険者が必要であると認めたとき

※理由書の提出がない場合、またはサービス開始後の提出となった場合は**算定不可**となり、利用者の自己負担が発生する場合がございますので、ご留意の程よろしく願いいたします。
どうしても遅延を免れない場合は、必ず事前に保険者にご連絡ください。

※訪問介護（訪問介護相当サービス（独自）を含む）の生活援助のみを 45 分以上で請求する場合は、必ず別添の「生活援助を 45 分以上利用する場合のチェックリスト」の提出をお願いいたします。

=====

以上のことにつきまして、ご不明な点等ございましたら保険者にご確認ください。介護支援専門員（ケアマネジャー）の皆様にはご負担をおかけしますが、サービス利用の適正化のため、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ

宜野湾市 健康推進部 介護長寿課

TEL：098-893-4403 FAX：098-896-2031

認定給付係 担当：城間・比嘉（内線 4154）

長寿支援係 担当：東・国頭（内線 4136）